

## 水道の使用について（一宮市水道供給契約約款 概要版）

水道の使用にあたっては、水道供給契約の条件を定めた定型約款（供給規程を定めた一宮市水道事業給水条例による。）が契約の内容となります。使用上の主な定めは次のとおりです。

### 給水の原則

- 給水を停止等することはありませんが、事故や災害等やむを得ない場合又は公益上必要な水道管の取替工事等を行う場合、断水が生じたり、一時的な給水の停止や使用の制限を行うことがあります。

### メーターの設置

- 給水量（使用水量）は、市のメーターにより計量します。正しく検針ができるようメーターボックスの上に物を置かないなどご協力をお願いします。

### メーターの貸与

- メーターの管理は、水道の利用者又は管理人若しくは所有者（以下「水道利用者等」という。）となります。
- 管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償していただきます。

### 水道の使用中止変更等の届出

- 水道の使用をやめる際は、あらかじめ一宮市水道お客さまセンターへ連絡して下さい。
- 水道の利用者に変更があった場合は、速やかに一宮市水道お客さまセンターへ連絡して下さい。

### 水道利用者等の管理上の責任

- 給水装置は、水が汚染したり漏水しないように十分な注意をもって管理して下さい。
- 水道水に異常がある時は、直ちに一宮市上下水道部へ連絡して下さい。
- 給水装置に異常がある時は、水道工事事業者などへ修繕等を依頼して下さい。なお、修繕に要した費用は、水道利用者等の負担となります。

### 料金の支払義務

- 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者にお支払いいただきます。なお、給水装置を共用する方は、料金の納入について連帯責任を負います。
- 料金を納付期限までに完納しない場合は、督促状を発行します。

### 料金の算定

- 料金は、2か月ごとにお支払いいただきます。料金の算定の基礎となる使用水量は、メーターを2か月分一括検針し、その検針した日の属する月分及びその前月分の使用水量として料金を算定します。この場合の使用水量は各月均等とみなします。退去等の場合は、随時にメーターを検針してその使用水量から料金を算定します。

### 特別な場合における料金の算定

- 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた時の基本料金の額は、基本料金の2分の1に相当する金額とします。

### 給水装置の基準違反に対する措置

- 給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していない時は、給水装置をその基準に適合させるまでの間、給水を停止します。
- 給水装置が一宮市指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでない時は、給水を停止することがあります。但し、水道法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更である時、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定する基準に適合している場合は、この限りではありません。

### 給水の停止

- 次の場合は、給水を停止します。
  - 給水装置工事の工事費、修繕費、又は料金を指定期限内に納入しないとき。
  - 正当な理由なく、使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
  - 正当な理由なく、給水装置の検査を拒み、又はその指示を履行しないとき。
  - 給水装置を汚染の恐れのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

### 過料

- 次の場合は、過料を科す場合があります。
  - 水道事業等管理者の承認を受けずに給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした場合
  - 正当な理由なく、メーターの設置、使用水量の計量、給水装置の検査及び給水の停止を拒み、又は妨げた場合
  - 給水装置の管理義務を著しく怠った場合
  - 料金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした場合

## 水道料金の算定の仕方

### ●水道料金表（1か月につき）

口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき、円) (税抜き)				
		10m <sup>3</sup> まで	11m <sup>3</sup> ～ 25m <sup>3</sup> まで	26m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup> まで	51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup> まで	101m <sup>3</sup> 以上
13	648	15	129	188	244	302
20	654					
25	1,045					
30	1,568					
40	3,135					
50	4,389					
75	10,973					
100以上	18,653					

- 1か月あたりの水量に対して、上記の水道料金表により当該口径にあたる基本料金に従量料金を加えた金額を合計し、消費税等を加算した金額となります。

#### 《計算例》

口径13ミリメートルの給水管を設置している住宅で、検針時の使用水量が45立方メートル（2か月間）の場合、まず1か月当たりの使用水量は2か月間同じように使用していると考えて2で割ります。端数は前月分に加えますので、前月水量は23立方メートル、後月水量は22立方メートルとなります。これを料金表にあてはめて各月の金額を計算します。

#### 前月水量分（23m<sup>3</sup>）は、

基本料金648円 + 従量料金1,827円(10m<sup>3</sup> × 15円 + 13m<sup>3</sup> × 129円) = 2,475円

1か月あたり2,475円

#### 同じように、後月水量分（22m<sup>3</sup>）も計算します

基本料金648円 + 従量料金1,698円(10m<sup>3</sup> × 15円 + 12m<sup>3</sup> × 129円) = 2,346円

1か月あたり2,346円

前月分と後月分を合計すると、2,475円 + 2,346円 = 4,821円

これに、消費税を加え、4,821円 × 1.1 = 5,303.1円となり、小数点以下を切捨て、

2か月で5,303円となります。

## 供給規程

一宮市水道事業給水条例などの全文については、  
一宮市ウェブサイト > 暮らし・手続き > 上下水道 > 水道料金 > 供給規程などについて  
又は 右の二次元コード からご覧下さい。



- 一宮市水道お客さまセンター（営業時間8:30～17:15、休業日土、日、祝日、年末年始）

（所在地）一宮市観音寺1丁目4番4号

（電話）0586-28-8622

2024年10月1日作成